

令和3年度から

都市計画税を導入します！

野洲市では、持続可能で、発展する都市づくりを推進するために、都市基盤整備に充てる財源を安定的に確保すべく、令和3年度から都市計画税を導入します。

都市計画税って？

？

都市計画事業や土地区画整理事業に必要な経費に充てるための目的税です。

▼都市計画事業

…都市計画法に基づき、県知事の認可を受けて行う都市計画施設（道路、下水道、都市排水設備、都市公園等）の整備などを行う事業

▼目的税

…特定事業の経費に充てる目的で課税される税

標準的なまちづくりの財源です。



課税対象や納税義務者は？

？

○課税対象となる資産は、次のとおりです。

- ・市街化区域内に所在する土地・家屋
- ・市街化調整区域の地区計画区域内に所在する土地・家屋

○納税義務者は、毎年1月1日に上記の土地・家屋を所有されている個人・法人です。

固定資産税と同様に
所有資産に課税されます。



税額計算や納付の方法は？

？

○税額の計算方法は、次のとおりです。

課税標準額 × 税率(0.2%) = 都市計画税の税額

原則として、固定資産税課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。

○都市計画税は、固定資産税とあわせて納めていただきます。

その他、
詳しいお問い合わせは

税額の算出例（モデルケース）は、
裏面をご覧ください。



課税に関するお問い合わせ

:野洲市役所 税務課 資産税担当 Tel.077-587-6040

★都市計画税の算出例(モデルケース)

1. 野洲駅近郊の住宅地

【土地】住宅用地165㎡

【家屋】住宅(木造築10年)延床面積120㎡

⇒ **年間16,200円**

2. 郊外の住宅地(市街化区域)

【土地】住宅用地205㎡

【家屋】住宅(木造築28年)延床面積150㎡

⇒ **年間8,900円**

3. 野洲駅前のマンション

【土地】住宅用地1,500㎡(持分1/50)

【家屋】住宅(非木造築16年)延床面積100㎡

⇒ **年間19,200円**

4. 市街化調整区域の地区計画区域

【土地】住宅用地250㎡

【家屋】住宅(木造築8年)延床面積120㎡

⇒ **年間19,000円**

★☆☆ ☆☆☆ ★☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆

課税標準額は、原則として固定資産税と同様ですが、一部の特例率が異なります。

(例)住宅用地の特例率

	都市計画税	固定資産税
小規模住宅用地 (200㎡以下)	1/3	1/6
一般住宅用地 (200㎡を超える部分)	2/3	1/3

そのほか、都市計画税には新築住宅に係る軽減措置は適用されません。

課税に関するお問い合わせ

:野洲市役所 税務課 資産税担当 Tel.077-587-6040

